

マイナンバーカードを利用する転出届

- この届出を行うことができる方は、転出される方の中にマイナンバーカードの所持者がいる場合です。
- 引越しする2週間前から郵送により届出ができます。
- 届出人の本人確認書類
マイナンバーカード(表面のみ)、運転免許証(表面と裏面)、パスポート、
健康保険の資格確認書(記号・番号欄を黒塗り等でマスキングしたもの)又は年金手帳(証書)などのコピー(1点以上)を同封してください。
- 大田区役所にこの転出届が到着するまでは、新住所の区市町村で転入届出はできません。転出処理終了後、ご連絡をしますので、**平日昼間に連絡が取れる電話番号を記入してください。(転出証明書は発行されません)**
- 新住所の区市町村において転入届出をする際には、転出証明書発行のため、マイナンバーカードを提出し、暗証番号の入力が必要となります。世帯員全員分のマイナンバーカードをお持ちください。

(宛先) 大田区長

届出年月日	年　月　日	届出人氏名	(必ず署名でお願いします。)	
転出予定年月日	年　月　日	昼間連絡できる 電話 メールアドレス	(　　) @	

電話番号は必ずお書きください。

住 所		世帯主(氏名)	
新		新	
旧		旧	

	転出する人の氏名	生年月日	性別	マイナンバーカードの有無
フリガナ		年　月　日	男・女	有・無
1				
フリガナ		年　月　日	男・女	有・無
2				
フリガナ		年　月　日	男・女	有・無
3				
フリガナ		年　月　日	男・女	有・無
4				
フリガナ		年　月　日	男・女	有・無
5				
フリガナ		年　月　日	男・女	有・無
6				

この転出届は全員が「**無**」の場合、
使用できません。